

# 告 示

## 埼玉県告示第九百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指 定 公 金 事 務 取 扱 者 の 名 称 、 住 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	委 託 期 間
埼玉県立精神保健 福祉センター使用料 及び手数料収納事 務	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 四丁目六番地	令和七年十月一日から 令和十年九月三十日ま で

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年十月一日

三 委託をした日

令和七年十月一日